

10 福祉・保育等関係

ア 介護

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
認知症高齢者に対する介護 (厚生労働省)	「認知症介護研究・研修センター」における認知症介護の研究を強化、促進し、望ましい認知症ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	逐次実施			<p>(厚生労働省)</p> <p>認知症介護研究・研修センターにおいて、介護サービスの提供現場における認知症介護に関する実践的な研究を推進中。具体的には、認知症高齢者に適したアセスメントとケアプランの在り方に関する研究など、医療、福祉等の多角的視点に基づく研究を引き続き実施しているところ。</p> <p>平成17年度からは、認知症介護の質の向上を図るため、研究成果である「認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式」の普及に努めている。</p>	
介護職の業務範囲等 (厚生労働省)	a 爪切り等、医行為に当たるか否かが明確に示されていない行為について、医行為に当たらない行為を明確化し、周知徹底する。	結論			<p>(厚生労働省)</p> <p>平成17年7月に「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」(平成17年7月26日付け医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知)を发出し、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において、判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを列挙した。</p>	
	b ALS以外の在宅患者に対するたんの吸引についての法的整理の結論を早急に得るとともに、今後、必要に応じてその他の医行為についても検討し、結論を得る。	一部措置 済(たんの吸引について3月通知)	逐次検討・結論(その他の医行為)		<p>(厚生労働省)</p> <p>平成17年3月に「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取り扱いについて」(平成17年3月24日付け医政発第0324006号厚生労働省医政局長通知)を发出し、ALS以外の在宅療養患者・障害者で、たんの吸引が必要な在宅のALS患者と同様の状況の者に対して、同様の条件の下で、家族以外の者がたんの吸引を実施することは、当面の措置として容認されるものという考え方を示した。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	c 在宅介護をめぐる課題の一つとして、医療ニーズの高い難病を患っている要介護者の在宅療養の支援があげられていることを踏まえ、例えば、短時間の訪問看護体制の構築や、主治医との連携方策の強化などにより、訪問看護が要介護者のニーズに応じて適切に利用されるための方策を検討し、措置する。		検討・結論	早期に措置	<p>(厚生労働省)</p> <p>訪問看護については、24時間対応の強化、在宅ターミナルケアへの対応などの観点から、平成18年度介護報酬改定において短時間訪問の評価や緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算の見直しを行った。</p> <p>また、訪問看護をはじめとする医療系サービスの利用促進や退院による円滑な在宅復帰など在宅における医療との連携が必要な要介護者への対応を強化する観点から、今般の制度改正及びその後の介護報酬改定においては、ケアマネジメントにおける主治医との連携を評価するとともに、サービス担当者会議等の実施の徹底をするなどの所要の措置を講じた。【平成18年4月1日施行】</p>	
介護保険3施設の ホテルコスト等 の利用者による 負担等 (厚生労働省)	措置制度時代の残滓とも言える「施設と在宅」という二元的なサービス体系を改め、介護保険3施設のホテルコスト等は基本的に利用者負担とすることで、これらの施設をいわば「介護ケア付き賃貸住宅」とみなし、介護保険の対象をケアサービスに限定する。		措置		<p>(厚生労働省)</p> <p>平成17年6月22日に成立した介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点等から、介護保険3施設等における居住費・食費について、在宅サービスと同様、保険給付の対象外とし、原則として利用者負担とした。(平成17年10月1日施行)</p>	
社会福祉法人と民間企業等との間の競争条件の同一化 (厚生労働省)	ホテルコスト等を利用者負担とすることを前提に、それを減価償却費に充当することで、現行の施設整備費補助についても見直しを行い、NPOや株式会社等の民間事業者によるものを含む多様な介護施設間の対等な競争を通じた選択肢の拡大とサービスの充実を図る。施設整備費補助は、地域再生要望を踏まえ、平成17年度から「地域介護・福祉空間整備等交付金」に移行予定であるが、その交付を受ける地方公共団体が、競争条件の同一化という観点に立って活用できるようにする。その際、老人保健施設及び療養病床の施設建設費用償還分(減価償却費相当分)の介護保険給付についても、同様の観点から見直す。		措置		<p>(厚生労働省)</p> <p>平成17年度に創設した地域介護・福祉空間整備等交付金は、個々の施設整備事業に助成するのではなく、各地方公共団体が策定する整備計画全体に対し交付する仕組みとしている。整備計画に盛り込まれた施設の整備事業を行う主体の選定は当該計画を策定した地方公共団体が行うこととなっているが、その選定対象は従来の社会福祉施設整備費とは異なり、地方公共団体や社会福祉法人に限らず、NPO法人や株式会社等の営利法人も可能である。</p> <p>介護保険施設については上記の記述による措置を講じた。(平成17年10月1日施行)</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
利用者保護のための監視体制の構築 (厚生労働省)	都道府県での介護サービスの監視システムの早急な充実を図るため、有効な監視システムの構築を都道府県に対して積極的に働き掛けるほか、システム構築の動向を注視し適切な助言を行う。		措置		(厚生労働省) 悪質な事業者に対する対応を強化するため、過去一定期間の事業者の取消履歴等をデータベース化し、都道府県及び市町村間で、情報を共有化することにより、都道府県及び市町村が行う介護保険事業者の指定事務等の適正な実施を支援するシステムを整備した。	
サービスの質の向上のための取組 (厚生労働省)	市町村に対し、介護サービスの苦情解決やサービスの質の向上のための取組につき、助言を行う。(第162回国会に関係法案提出) また、介護相談員派遣事業を支援し、介護相談員を有効に機能させる。	法案提出	法案成立後公布	早期に措置	(厚生労働省) 平成17年6月22日に成立した介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)によりサービスの質の確保・向上を図るため、介護サービス事業者等の指定等について更新制を設けるとともに、介護サービス事業者について情報の公表を義務付けることとした。また、地方公共団体からのご相談に対して、随時応じさせていただいているところである。【平成18年4月1日施行】	
		逐次実施(介護相談員派遣事業)			(厚生労働省) 平成12年度から、市町村が申し出のあったサービス事業所等に介護相談員を派遣し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、当該事業所における介護サービスの質的な向上に努める「介護相談員派遣事業」を実施しており、市町村に対する支援、助成を行うことにより、実施市町村の増を図ってきているところである。 なお、本事業は平成18年度から助成制度を見直し、同年度に創設される市町村に対する地域支援事業交付金を財源とすることとする一方、都道府県が行う介護相談員の養成研修等に対しては、新たに助成を行っていくこととした。 実施市町村数 平成12年度：147 平成13年度：394 平成14年度：480 平成15年度：479 平成16年度：486 平成17年度：459 (平成17年度は予定)	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
介護支援専門員の在り方 (厚生労働省)	a 例えば、ケアプランの作成、利用者や事業者との調整業務等に関する専門性を高めるための実務経験や現任研修等を織り込んだキャリアパスの導入等により、介護支援専門員の能力向上を図るとともに、業務の質を確保するための更新制の導入や公正中立な活動を確保するための支援策について検討し、所要の措置を講じる。(第162回国会に係る法案提出)	法案提出 (更新制の導入)	検討・結論(更新制の導入については法案成立後公布)	早期に措置	<p>(厚生労働省)</p> <p>介護支援専門員の資質向上のあり方については、老人保健健康増進等事業(「介護支援専門員の生涯研修体系のあり方に関する研究」)において、経験に応じた研修体系のあり方など所要の検討を行ってきたところである。</p> <p>これらの検討結果を踏まえ、平成18年4月1日より介護支援専門員について資格の更新制を設け、更新時に研修の受講を義務付けることとした。</p> <p>介護報酬の見直しにおいて、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所に対する加算(500単位/月)を設けるとともに、正当な理由なく、当該事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等について、特定の事業所の割合が90%以上である事業者に対する減算(200単位/月)を設けることとした。</p> <p>また、基準上の標準担当件数を50件から35件に見直すこととした。</p>	
	b 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	措置済 (3月通知)				
介護保険における認定調査のケアマネジャー資格者個人に対する委託 (厚生労働省)	個人のケアマネジャーに対して、介護保険における認定調査を委託可能にする。 (第162回国会に係る法案提出)	法案提出	法案成立後公布	早期に措置	<p>(厚生労働省)</p> <p>平成17年6月22日に成立した介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により介護保険における要介護認定の更新及び変更の申請に係る認定調査について個人のケアマネジャーに委託することができることとした。【平成18年4月1日施行】</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
PFI法を活用した公設民営方式の推進 (厚生労働省、内閣府)	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式は、官民の契約に基づいて、PFI事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買い取った上で、これを当該PFI事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買い取る費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者を使用させることができる」としているPFI法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、PFIを活用した公設民営を促進する。	逐次実施			(厚生労働省) PFI方式によるケアハウス事業については、具体的なプロジェクトが進行中であった7件のうち6件は施設運営開始に至っており、1件は平成18年4月に施設運営を開始する予定となっている。	
株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁 (厚生労働省)	a 構造改革特区における公設民営方式又はPFI(民間資金等活用事業)方式による株式会社の特別養護老人ホーム経営の状況や、施設体系の在り方の見直しの状況を見ながら、全国における取扱いなどについて更に検討を進める。	逐次検討			(厚生労働省) 現在、公設民営方式として2件が認定され、いずれも平成17年4月から事業開始に至っている。構造改革特区の特例措置により実現している内容は平成15年9月に施行された改正地方自治法による指定管理者制度によっても実現できると考えられることなどから、今後は指定管理者制度を活用することにより、全国において特例措置の内容の実現を図っていくこととしている。	
(内閣官房、厚生労働省)	b 構造改革特区で講じられた規制の特例措置の効果等を評価するための民間人からなる委員会を平成15年7月中に設立し、年内に評価方法や基準等を検討する。認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる。	逐次実施			-	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
サービス内容等に係る情報の開示 (厚生労働省)	<p>介護サービスの利用者による適正な選択に資するため、保険給付の対象となるケアサービス、保険給付の対象とならないケアサービスならびに居住サービスの内容、料金等について、サービス提供主体による情報開示を徹底する。その際、公正中立的な第三者がサービス提供主体の開示する情報の内容の確認等を行う。なお、当該第三者が行う「確認」は、「評価」ではなく、利用者等が行う評価に資するための事実関係の確認に留める。</p> <p>また、民間有料老人ホーム等の特定施設についても、以下の措置を講ずる。</p> <p>居室の利用、保険給付対象のケアサービス、食事の提供その他日常生活上必要なサービス等の費用を明確に区分する。</p> <p>中途解約で利用者が著しく不利となることがないよう、利用者に対する契約内容の明示(例えば要介護状態となった場合の個室での利用条件、入居一時金の返還金に関する規定等)を徹底する。 (第162回国会に関係法案提出)</p>	法案提出	法案成立後公布	早期に措置	<p>(厚生労働省)</p> <p>利用者による介護サービス事業者の適切な選択を支援するため、全ての事業者に情報の公表を義務づけるための調査研究を平成15年度より実施するとともに、平成16年度からはモデル事業を併せて実施したところである。</p> <p>これらの検討結果を踏まえ、平成17年6月22日に成立した介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により平成18年度より準備が整ったサービスから第三者の調査を受けた情報等の公表を義務づけることとした。【平成18年4月1日施行】</p>	
介護療養型医療施設(療養病床)等の整備のコントロール (厚生労働省)	<p>保険財政を安定的に運用していく観点から、介護保険制度の見直しの中で、市町村が、介護保険事業計画との調整を図るため、介護療養型医療施設や老人保健施設の利用定員の総数を適切にコントロールできる仕組みを構築する。 (第162回国会に関係法案提出)</p>	法案提出	法案成立後公布	早期に措置	<p>(厚生労働省)</p> <p>平成17年6月22日に成立した介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により都道府県が事業者指定時に、関係市町村に対し、市町村介護保険事業計画との調整を図る観点から意見を聴取することとした。【平成18年4月1日施行】(改正介護保険法第94条第6項、107条第5項)</p>	
認知症高齢者グループホームと有料老人ホーム等への住所地特例制度の適用 (厚生労働省)	<p>介護専用型特定施設に分類される有料老人ホーム等のうち入居定員が一定以上であるものについては、広域的に利用されるサービスとして、住所地特例の対象とする。</p> <p>なお、認知症高齢者グループホーム等についても、市町村が中心となって整備をコントロールできるようにする。 (第162回国会に関係法案提出)</p>	法案提出	法案成立後公布	早期に措置	<p>(厚生労働省))</p> <p>平成17年6月22日に成立した介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)及び平成18年3月31日に成立した国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成18年法律第20号)により、特定施設について、住所地特例の対象とした。(平成18年4月施行)</p> <p>平成17年6月22日に成立した介護保険法等の一部を改正す</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					る法律(平成17年法律第77号)により、市町村が認知症高齢者グループホーム等の利用定員の総数を適切にコントロールできることとした。(改正介護保険法第78条の2第5項第4号) 【平成18年4月1日施行】	
地域密着型サービス事業者の指定権限の市町村長への移譲 (厚生労働省)	介護保険制度の見直しの中で、平成18年度から、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な地域で提供されることが適当な地域密着型サービス(認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等)を創設することとし、市町村長が当該サービス事業者の指定権限を有する仕組みとする。 (第162回国会に係る法案提出)	法案提出	法案成立後公布	早期に措置	(厚生労働省) 平成17年6月22日に成立した介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により要介護者等が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるように、身近な地域で提供されることが適当な地域密着型サービス(認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等)を創設するとともに、市町村長が当該サービス事業者の指定権限を有する仕組みとした。【平成18年4月1日施行】	
有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取組み (厚生労働省)	有料老人ホームが、契約の当事者が高齢者であり、多額の一時金を必要とし、住み替えが困難であること、提供されるサービスが介護を含めた入居者の生活全般に及ぶことにかんがみ、銀行保証の内容等一時金の保全措置について、より確実に入居希望者に情報提供させるようにするなど、有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取組の充実を図る。 (第162回国会に係る法案提出)	法案提出	法案成立後公布	早期に措置	(厚生労働省) 平成15、16年度において有料老人ホームの一時金に係る保全措置の状況について実態調査を行ったところである。 平成17年6月22日に成立した介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により平成18年度より事業者が一時金の保全措置の内容等について情報の公表を求めるとともに、一定の保全措置を義務づけることとした。【平成18年4月1日施行】	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
高齢者介護の新しい仕組みの在り方 (厚生労働省)	介護サービスの価格は、提供されたサービスの内容(評価)を基に決定されるべきものであり、介護サービスの質の向上を図る観点からも、ケアの標準化について、科学的・実証的研究を早急に進めるとともに、その確立を図る。	一部措置 済(科学的・実証的研究の開始)	逐次実施		(厚生労働省) 訪問介護サービスにおいて実施されているサービスの内容とそれに要する標準的時間を、利用者の状態ごとに明らかにするため、「訪問介護における介護内容調査事業」を行った。 今後は、介護報酬体系の機能別再編に向けて訪問介護の報酬体系のあり方について調査研究を行い、次期介護報酬改定までに結論を得る予定である。	
介護保険の給付対象となる福祉用具等の給付の適正化 (厚生労働省)	福祉用具については、給付の適正化について検討し所要の措置を講じる。 (第162回国会に關係法案提出) 【平成16年厚生労働省老健局振興課長通知老振発第0617001号】	法案提出、一部措置済(6月通知)	法案成立後公布	早期に措置	(厚生労働省) 個々の福祉用具ごとに福祉用具の特性、利用者の状態からして使用が想定しにくい状態像及び使用が想定しにくい要介護度を示した「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を作成し、平成16年6月17日付けで各都道府県・政令指定都市宛てに通知した。 また、平成17年6月22日に成立した介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により平成18年度より福祉用具販売の事業を行う事業所に対して、指定制度を導入した。 さらに、平成18年度介護報酬改定においては、平成18年4月1日より、軽度者に対する給付について、その状態像からみて利用が想定されにくい品目について、原則として保険給付の対象としないこととする等の措置を講じることとした。【平成18年4月1日施行】	
養護老人ホームの最低定員の緩和 (厚生労働省)	平成16年10月28日の「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像研究会報告書」において、入所者の介護ニーズについては、介護保険制度により対応することが適当であるなどの提言がなされたところであり、こうした見直し後の養護老人ホームの在り方に反しない範囲において、最低定員の引下げを含めた規制緩和を行う。		措置		(厚生労働省) 養護老人ホームの規模については、現行の基準省令においては定員50人以上としているが、研究会報告を受けて、平成18年4月1日より定員の引下げ等を内容とした基準省令の改正を行った。【平成18年4月1日施行】	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
介護保険第1号保険料第2段階の細分化 (厚生労働省)	保険料の設定方法については、現行の第2段階の中でより負担能力の低い層の保険料負担をさらに軽減するとともに、被保険者の所得状況に応じ、よりきめ細かい保険料段階設定が可能な弾力的な仕組みとしていく方向で、介護保険制度全般の見直しの中で検討し、結論を得る。 (第162回国会に関係法案提出)	法案提出	法案成立後公布	早期に措置	(厚生労働省) 平成18年4月以降の保険料の設定方法については、従来の第2段階の中で、市町村民税世帯非課税であり、かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年間80万円以下であることを満たす者について、より低い保険料率を設定した新しい段階(新第2段階)を設定することとした。 また、保険者による課税層の多段階化を可能とし、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細やかな段階数及び保険料率の設定ができるものとした。【平成18年4月1日施行】	

イ 保育

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
公立保育所の民間への運営委託等の促進 (厚生労働省、	a 都市部等における保育サービスの拡大及びその効率化を図るため、公立保育所の運営等を事実上の行為として民間事業者へ委託することが可能であることを周知徹底し、民間委託の活用を促進する。	逐次実施			(厚生労働省) 本年度も公立保育所の運営等を民間事業者へ委託することが可能であることの周知徹底を実施(全国保育関係事務担当者会議(平成18年3月22日))。	
内閣府)	b 学校の余裕教室等活用されていない公的施設・土地など潜在的資源の積極的活用やPFI方式の活用などにより、公設民営を促進する。	逐次実施			(厚生労働省) 本年度も公的施設・土地などの積極的活用やPFI方式の活用などにより、公設民営を促進することについて、周知徹底を実施した(全国保育関係事務担当者会議(平成18年3月22日))。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
認可保育所における直接契約・直接補助方式の導入 (厚生労働省)	平成9年の児童福祉法の改正による現在の入所方式の実施状況、三位一体改革による平成16年度からの公私立の財源措置の相違、待機児童の状況、平成17年度からモデル事業が開始され、平成18年度から直接契約方式により本格実施される総合施設の運営状況などを勘案しながら、保護者が直接保育を希望する保育所に申し込み、当該保育所が審査・決定を行うこと(直接契約方式)ができないか、また、併せて、保育所に対する補助ではなく、利用者への直接補助方式を導入できないか、その可否について検討する。なお、直接契約・直接補助方式の検討に当たっては、保育に欠ける児童を適切に認定する仕組みや、必要に応じて保育ニーズの高い者を優先的に入所させる仕組みの構築、低所得者への適切な配慮、保護者が保育所を選択できるための環境整備(第三者評価や情報開示など)についても十分留意する。	可否について長期的に検討			-	
保育サービスに関する情報の一体的提供の推進 (厚生労働省、文部科学省)	利用者による選択の利便性向上と、サービス内容の情報提供の促進を図る観点から、保育所、認可外保育施設及び幼稚園についての情報を各地方自治体がインターネット等により提供する場合には、施設の位置づけを明確にした上で、一覧性等を持たせた形で行われるよう、地方自治体に対し、積極的に働きかける。	逐次実施			(厚生労働省) 全国における保育所情報等の更新については、i-子育てネットを通じて一覧性等を持たせた形で検索ができるよう、各地方公共団体等において逐次最新情報への更新等について周知・徹底を行ったところ。(全国保育関係事務担当者会議(平成18年3月22日)) (文部科学省) 幼稚園担当指導主事・担当者会議において周知。(平成17年5月16・17日)	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
保育所等に関する情報公開、第三者評価の推進 (厚生労働省)	a 第三者評価自体の客観性を高めるため、例えば、財団法人子ども未来財団が運営する「i-子育てネット」の「保育所一覧」の中で多様な主体による第三者評価が容易に比較できるような仕組みを整備する。	逐次実施			(厚生労働省) 福祉サービス共通の評価基準を策定し、第三者評価基準の考え方、着眼点をまとめ、都道府県知事に通知。「福祉サービスの第三者評価基準に関する指針について」(平成16年5月7日雇児発第0507001号社援発第0507001号老発第0507001号)さらに、福祉サービスのうち、保育所に係る第三者評価については、保育所版の第三者評価基準ガイドラインを策定し、都道府県知事に通知。「保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」(平成17年5月26日雇児保発第0526001号社援基発第0526001号)。	
	(文部科学省)	b 地方公共団体や関係団体のホームページ上などで、幼稚園の自己点検評価等の情報が閲覧できるようにする。	逐次実施			
夜間保育、休日保育の推進 (厚生労働省)	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。	新エンゼルプラン(11年12月19日策定)に基づき、計画的に推進	子ども・子育て応援プラン(16年12月24日策定)に基づき計画的に推進		(厚生労働省) 夜間保育、休日保育については、子ども・子育て応援プランに基づき計画的に推進しているところ。 ・休日保育実施保育所 平成17年度 706箇所 (子ども・子育て応援プランの平成21年度目標:2200箇所) ・夜間保育実施保育所数 平成17年度 66箇所 (子ども・子育て応援プランの平成21年度目標:140箇所)	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底 (厚生労働省)	a 認可保育所について、特に公立保育所を中心に、待機児童の多い地域においては、定員基準の弾力化等を一層推進する。また、一定の設備にかかわる設置基準等については、その見直しを検討する。さらに、分園の積極的促進を図ることにより、サービスの質を確保しつつ供給量の拡大を図る。	逐次実施			(厚生労働省) 本年度も既に実施された規制緩和措置について、周知徹底を実施した(全国保育関係事務担当者会議(平成18年3月22日))。	
	b 待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、認可基準等に適合した保育所についての迅速・的確な認可などにより、保育需要があるにもかかわらず、認可保育所の供給を抑制しないことが必要である。このため、既に実施された規制緩和措置について、地方公共団体に対し、早期かつ逐次、周知徹底を図る。	逐次実施			(厚生労働省) 本年度も既に実施された規制緩和措置について、周知徹底を実施した(全国保育関係事務担当者会議(平成18年3月22日))。	
認可保育所の経営主体や施設基準についての地方自治体への周知徹底 (厚生労働省)	民間企業による設置経営の容認や、近所の公園を園庭の代替とすることの容認といった施設基準の緩和など既に実施された規制緩和措置について、より一層の周知徹底を図る。	逐次実施			(厚生労働省) 本年度も既に実施された規制緩和措置について、周知徹底を実施した(全国保育関係事務担当者会議(平成18年3月22日))。	
認可外保育施設に対する指導監督の徹底 (厚生労働省)	第153回国会において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正を行い、認可外保育施設に対する地方公共団体への届出、毎年の運営状況の報告、設備運営に係る掲示・利用者への書面交付を義務付けた。また、地方公共団体は、毎年認可外保育施設に係る運営状況や立入調査結果を公表することとし、悪質な施設に対する勧告・公表を行うことができることとなった。さらに、都道府県と市町村との連携も強化することとなった。こうした法改正の趣旨を周知徹底するとともに、認可外保育施設に対する指導監督の徹底を図る。	逐次実施			(厚生労働省) 認可外保育施設に対しては、毎年度各自治体から運営状況や立入調査結果について報告を受けているところ。また、平成17年度からは、定期の立入調査の結果、指導監督基準を満たしていることが確認された認可外保育施設については、利用料に係る消費税を非課税とし、こうした措置により指導監督の一層の徹底を図ったところ(消費税法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第102号)及び消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号))。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
保育所等の受入児童数の拡大 (厚生労働省)	保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。	逐次実施			(厚生労働省) 平成13年7月に閣議決定された待機児童ゼロ作戦に基づき平成14年度から平成16年度において、保育所等を活用し、約15.6万人の受入児童数の増大を図った結果、平成17年4月の待機児童数は2年連続で減少し、約2.3万人となった。 引き続き、平成16年12月に策定された子ども子育て応援プランに基づき、保育所待機児童50人以上の市町村を中心に平成19年度までの3年間で集中的に受入児童数の増大を図っていくこととしている。	
幼稚園・保育所の一元化(総合施設の設置) (文部科学省、厚生労働省)	地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。	一部措置 済(取り まとめ)	措置		(文部科学省、厚生労働省) 総合施設の実施に向けては、文部科学省・厚生労働省において、平成16年5月から中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議を設置して検討を進め、平成16年12月24日に総合施設の基本的な在り方について「審議のまとめ」をとりまとめた。 平成17年度には、総合施設における教育・保育の内容、職員配置、施設の設備の在り方等について検討するため、総合施設モデル事業を全国35箇所で開催した。 この実施状況も踏まえた上で具体的な制度設計を行い、平成18年度からの本格実施に向けて、本国会に法案を提出した。	
幼稚園・保育所の一元化(総合施設の施設設備等) (文部科学省、厚生労働省)	平成18年度から本格実施される「総合施設」の施設設備等については、以下のaからhのとおりとする。また、構造改革特区において実施されている幼保連携・一体化分野の施設はもちろん、既存の幼稚園・保育所や新設される幼稚園・保育所についても、当該地域のニーズに応じ、スムーズに「総合施設」となれるような仕組みを構築する。		「総合施設」の本格実施までに措置		(文部科学省、厚生労働省) 総合施設については、本年度、モデル事業が先行実施されており、学識経験者や有識者等による「総合施設モデル事業評価委員会」において、その実施状況等の評価が行われ、18年3月に「最終まとめ」が取りまとめられた。総合施設における教育・保育の内容、職員配置、施設の設備の在り方等については、「最終まとめ」の内容を踏まえつつ、適切かつ柔軟な対応が可能となるよう検討を進める。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	a 「総合施設」については、0歳～就学前の全ての子供とその保護者を対象とすることを基本に、地域の実情やニーズに柔軟に対応できるようにする。また、利用者が直接希望する施設に申し込み、当該施設が審査・決定する「直接契約」を導入するとともに、一定の所得水準の者に対して配慮を行った上で、利用料は応益負担を基本とする。なお、利用者が施設を選択するために必要な第三者評価や情報公開等の仕組みとともに、特に必要とされる場合には、保育ニーズの高い利用者を優先的に入所させる仕組みを検討する。		「総合施設」の本格実施までに措置		(文部科学省、厚生労働省) 総合施設については、本年度、モデル事業が先行実施されており、学識経験者や有識者等による「総合施設モデル事業評価委員会」において、その実施状況等の評価が行われ、18年3月に「最終まとめ」が取りまとめられた。総合施設における教育・保育の内容、職員配置、施設の設備の在り方等については、「最終まとめ」の内容を踏まえつつ、適切かつ柔軟な対応が可能となるよう検討を進める。	
	b 現行の保育所程度の開所時間を目安とする。ただし地域の実情に合わせて開所時間を柔軟に設定することも可能とする。		「総合施設」の本格実施までに措置		(文部科学省、厚生労働省) 総合施設については、本年度、モデル事業が先行実施されており、学識経験者や有識者等による「総合施設モデル事業評価委員会」において、その実施状況等の評価が行われ、18年3月に「最終まとめ」が取りまとめられた。総合施設における教育・保育の内容、職員配置、施設の設備の在り方等については、「最終まとめ」の内容を踏まえつつ、適切かつ柔軟な対応が可能となるよう検討を進める。	
	c 例えば、最もきめ細やかな対応が必要な0歳～2歳までの乳幼児の離乳食等を加工するための、家庭用台所程度の設備があり、滅菌等の衛生対応が可能であれば、外部の配食サービスを活用できることとする等、施設において食事を提供する場合について、各施設が受け入れている子供の年齢構成や地域の実情に応じた適切な対応が可能となるような弾力的な仕組みを検討する。		「総合施設」の本格実施までに措置		(文部科学省、厚生労働省) 総合施設については、本年度、モデル事業が先行実施されており、学識経験者や有識者等による「総合施設モデル事業評価委員会」において、その実施状況等の評価が行われ、18年3月に「最終まとめ」が取りまとめられた。総合施設における教育・保育の内容、職員配置、施設の設備の在り方等については、「最終まとめ」の内容を踏まえつつ、適切かつ柔軟な対応が可能となるよう検討を進める。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	d 園庭としての機能を果たす上で支障がない場合には、付近の公園を屋外遊技場として確保すれば足りるとする等、柔軟な対応を可能とする。また、他の用途に利用しているスペースを、職員室としての機能を果たす上で支障がない場合には、職員室として使用することも可能とする。		「総合施設」の本格実施までに措置		(文部科学省、厚生労働省) 総合施設については、本年度、モデル事業が先行実施されており、学識経験者や有識者等による「総合施設モデル事業評価委員会」において、その実施状況等の評価が行われ、18年3月に「最終まとめ」が取りまとめられた。総合施設における教育・保育の内容、職員配置、施設の設備の在り方等については、「最終まとめ」の内容を踏まえつつ、適切かつ柔軟な対応が可能となるよう検討を進める。	
	e 0歳～2歳までの乳幼児の保育を長時間行うためには、保育所の基準(1人の子供に対する職員の比率については、0歳は3:1、1歳～2歳は6:1)が基本となるが、保育サービスの質が維持できることを前提に、地域の実情に応じた効率的で柔軟な対応が可能となるよう検討する。		「総合施設」の本格実施までに措置		(文部科学省、厚生労働省) 総合施設については、本年度、モデル事業が先行実施されており、学識経験者や有識者等による「総合施設モデル事業評価委員会」において、その実施状況等の評価が行われ、18年3月に「最終まとめ」が取りまとめられた。総合施設における教育・保育の内容、職員配置、施設の設備の在り方等については、「最終まとめ」の内容を踏まえつつ、適切かつ柔軟な対応が可能となるよう検討を進める。	
	f 「総合施設」において提供される教育・保育内容等を踏まえつつ、幼稚園教諭免許、及び保育士資格のいずれか一つの資格のみを有する者が、採用や業務の従事に際し排除されないこととする。		「総合施設」の本格実施までに措置		(文部科学省、厚生労働省) 総合施設については、本年度、モデル事業が先行実施されており、学識経験者や有識者等による「総合施設モデル事業評価委員会」において、その実施状況等の評価が行われ、18年3月に「最終まとめ」が取りまとめられた。総合施設における教育・保育の内容、職員配置、施設の設備の在り方等については、「最終まとめ」の内容を踏まえつつ、適切かつ柔軟な対応が可能となるよう検討を進める。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	g NPOや株式会社等の参入も認める。		「総合施設」の本格実施までに措置		(文部科学省、厚生労働省) 総合施設については、本年度、モデル事業が先行実施されており、学識経験者や有識者等による「総合施設モデル事業評価委員会」において、その実施状況等の評価が行われ、18年3月に「最終まとめ」が取りまとめられた。総合施設における教育・保育の内容、職員配置、施設の設備の在り方等については、「最終まとめ」の内容を踏まえつつ、適切かつ柔軟な対応が可能となるよう検討を進める。	
	h 「総合施設」の推進に際しては、地方公共団体の実情に応じて監督する行政の一元化が可能となり、事務の簡素化・効率化が図られるようにする。		「総合施設」の本格実施までに措置			(文部科学省、厚生労働省) 総合施設については、本年度、モデル事業が先行実施されており、学識経験者や有識者等による「総合施設モデル事業評価委員会」において、その実施状況等の評価が行われ、18年3月に「最終まとめ」が取りまとめられた。総合施設における教育・保育の内容、職員配置、施設の設備の在り方等については、「最終まとめ」の内容を踏まえつつ、適切かつ柔軟な対応が可能となるよう検討を進める。
放課後児童の受入体制の充実 (厚生労働省)	放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。	新エンゼルプラン及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成13年7月閣議決定)に基づき計画的に推進	子ども・子育て応援プランに基づき計画的に推進		(厚生労働省) 放課後児童の受入体制の整備については、子ども・子育て応援プランに基づき計画的に推進しているところ。 【放課後児童クラブ実施箇所】 (16.5.1 現在) (17.5.1 現在) 14,457箇所 15,184箇所 (子ども・子育て応援プランの平成21年度目標:17,500箇所)	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
地域子育て支援センター事業のNPO法人への委託の容認 (厚生労働省)	現行では、保育所等の児童福祉施設又は医療施設を経営する者に限定されている地域子育て支援センター事業の委託先を、子どもの健全育成を図る活動を主たる活動事業とし、かつ市町村が適当と認めるNPO法人にも認める。 【平成16年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0430002号】	措置済 (4月通知)				
新設の社会福祉法人が土地の貸与を受けて保育所を設置することの容認 (厚生労働省)	待機児童の解消等のため、緊急に保育所の整備が求められている地域においては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域以外の地域であっても、次の要件に該当する場合、新設の社会福祉法人が保育所を設置する際、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けることを容認する。 (1)保育所を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、登記すること (2)賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましく、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められること 【平成16年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知雇児発第0524002号、社援発第0524008号】	措置済 (5月通知)				
株式会社、NPO法人等による児童館の設置及び運営の解禁 (厚生労働省)	株式会社、NPO法人等による児童館の設置及び運営主体に係る制限については、大型児童館A型の設置を除き、一定要件の下に撤廃する。 【平成16年厚生労働事務次官通知厚生労働省発雇児第0326006号】	措置済 (16年3月通知)				
保育所の保育料の収納事務の私人への委託の容認 (厚生労働省)	現行、公金であるため私人が取り扱うことが認められていない保育所の保育料について、収納事務を私人に委託することを可能とする。 【児童福祉法の一部を改正する法律(平成16年法律第153号)】	措置済 (17年4月施行予定)				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
多様な保育サービス制度の拡充 (厚生労働省)	パートタイム労働者等が保育所を利用しやすくするため、利用者のニーズに応じて柔軟に保育所を利用できる特定保育事業について、対象年齢を就学前まで拡充する。 【平成16年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0430002号】	措置済 (4月通知)				

ウ 障害者施策

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
バリアフリー化等の推進 (警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。	逐次実施			<p>(警察庁) 歩行者等支援情報通信システム(PICCS)等のバリアフリー対応型信号機の整備、信号灯器のLED化、道路標識・道路標示の大型化等を推進した。</p> <p>(総務省) 高齢者・障害者を含め誰もが使いやすい情報通信機器、システム、サービスの研究開発等を行う民間企業などへの支援等、情報バリアフリー化を推進している。 また、交通バリアフリー法に基づき、各種支援措置を通じて、旅客施設、車両等のバリアフリー化を推進している。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>(経済産業省)</p> <p>障害者等がITを活用して、経済、社会に積極的かつ円滑に参画できる環境を整備するため、「障害者等ITバリアフリー推進のための研究開発」として、携帯電話への接続アダプタ等を用いた移動支援システムの開発を行った。</p> <p>また、愛・地球博においてその開発したシステムを用いて実証実験を行った。</p> <p>移動支援システム及び機器の標準化の推進については、実証実験の結果を基に、有識者による委員会を開催し検討しているところ。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>交通バリアフリー法に基づき、各種支援措置を通じて旅客施設や歩行空間、車両等のバリアフリー化を推進。</p> <p>市町村による交通バリアフリー基本構想の策定を促進するため、地域の交通バリアフリープロモーターを派遣。また、バリアフリーに対する住民の意識を高め、「心のバリアフリー」社会の実現を目指すため、高齢者、身体障害者等に対する介助体験・疑似体験を行う「交通バリアフリー教室」等を開催。</p> <p>なお、建築物と公共交通機関、道路等の一体的・連続的なバリアフリー化を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開するため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号)(ハートビル法)と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)(交通バリアフリー法)の一体化に向けた法案を第164回通常国会に提出。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
障害者福祉制度の改革 (厚生労働省)	支援費制度により、利用者の選択肢が広がることとなるが、高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は支援費制度としている。この意味から、支援費制度について、介護保険制度の見直しと併せ、両制度の関係を含めた抜本的な検討を行う。	一部措置 済	逐次実施		(厚生労働省) これまで実施されていた支援費制度は、第163回特別国会で成立した障害者自立支援法(平成17123号)による新たな制度へ移行することとなった(平成18年4月1日及び10月1日施行。) 障害者施策と介護保険制度との関係については、先の第162回通常国会で成立した「介護保険法等の一部を改正する法律」の附則において、「被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成21年度を目途として所要の措置を講ずるものとする」と規定されたことを受け、介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議を平成18年3月、省内に立ち上げ、検討を開始しているところである。	
障害者に係る小規模通所授産施設を営むことを目的として設立された社会福祉法人による短期入所事業の実施 (厚生労働省)	障害者に係る小規模通所授産施設を営む社会福祉法人が、当該事業と併せて行うことができる事業について、現行では限定されているところ、単独型短期入所事業を実施することを可能とする。	措置済 (17年4月施行予定)			(厚生労働省) 『障害者に係る小規模通所授産施設を営む社会福祉法人に関する資産要件について』の一部改正について(平成17年4月1日付け障発第0401002号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市長宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により措置済みである。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
特定知的障害者授産施設の指定要件の拡大 (厚生労働省)	現行制度においては、授産に対し法に基づく支給を行う指定知的障害者授産施設の対象は、地方公共団体又は社会福祉法人が設置主体である特定知的障害者授産施設となっているところ、障害保健福祉制度改革により、社会福祉法人以外の法人であっても、授産活動に係る指定事業者となることを可能とする。 (第162回国会に關係法案提出)	法案提出	法案成立後公布	早期に措置	(厚生労働省) 第163回国会で成立した、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく新制度においては、指定知的障害者授産施設は、平成18年10月から指定障害福祉サービス事業者等に再編されることとなり、社会福祉法人以外の法人についても、指定事業者となることを可能にしたところ。	
複数の障害者が一人の居宅介護従業者による支援を共同利用することの可能化 (厚生労働省)	複数の障害者が一人の居宅介護従業者による移動介護を共同で利用することについては、障害保健福祉制度改革により創設する新しい事業において、可能とする。 (第162回国会に關係法案提出)	法案提出	法案成立後公布	早期に措置	(厚生労働省) 移動介護を行う際に複数の障害者に対して、同時に1人の居宅介護従業者がサービスを提供する形態については、第163回国会で成立した、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)において新設された「地域生活支援事業」(平成18年10月施行)の移動支援事業として、市町村の判断により、グループ支援型などの方法により実施を可能としている。	

工 社会福祉法人

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直し (厚生労働省)	社会福祉法人のより効率的な運営や、そのサービスの供給拡大を図るため、担当行政部門間の円滑な調整や、行政の不整合の解消を促進するとともに、既に行われた規制緩和措置について、地方公共団体に対し一層の周知徹底等を図る。	必要に応じて逐次実施			(厚生労働省) 平成17年4月14日に『「社会福祉法人の認可について」の一部改正について』(雇児発0414002号・社援発第0414003号・老発0414006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)を発出し、理事構成の緩和等の改正を行った。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
社会福祉法人の在り方の見直し (厚生労働省)	社会福祉施設の運営費の剰余金の使途については、依然として制約が大きいため、例えば、社会福祉事業と公益事業との資金移動や、同一の法人が経営する複数の施設・事業間での運営費の繰入れについて早急に検討する。 【平成17年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知雇児発第0128001号・社援発第0128001号・老発第0128001号等】	措置済 (1月通知)				
社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促進 (厚生労働省)	消費者の選択の幅を拡大するとの観点から、社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報告書、監事の意見書等は、インターネット上での公開を促進する。	必要に応じて逐次実施			-	
社会福祉協議会の役割の見直し (厚生労働省)	平成12年に改正された社会福祉法は、市区町村社会福祉協議会が、地域福祉の推進のための中心的な役割を担うことを明確にした。このため、社会福祉協議会については、他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて、重点的に取り組んでいく役割を担うものとする。なお、在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく、当該地域におけるサービスの実態を踏まえて、ほかの事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努めるよう、周知徹底を図る。	必要に応じて逐次実施			(厚生労働省) 平成18年1月24日に行われた全国厚生労働関係部局長会議において、都道府県・市に対して周知を行った。	

才 年金

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
公的年金の相互協定の対象国の拡大 (厚生労働省、外務省)	公的年金の保険料の二重払いを回避すること及び当該国及び我が国の公的年金加入期間の通算により受給権を確立させ、掛け捨てを防止することを目的とする社会保障協定について、各国との締結交渉を進める。	逐次実施			<p>(厚生労働省、外務省)</p> <p>米国との間の協定については平成17年10月1日に発効し、この協定を実施するために必要な厚生年金保険法等の特例等を定めた法律(平成16年法律第126号)が同日施行されている。</p> <p>韓国との間の協定については平成17年4月1日に発効し、この協定を実施するために必要な厚生年金保険法等の特例等を定めた法律(平成16年法律第127号)が同日施行されている。</p> <p>フランスとの間の協定については平成17年2月25日にパリにおいて署名、その後第162回国会において承認され、この協定を実施するために必要な厚生年金保険法等の特例等を定めた法律(平成17年法律第64号)が平成17年6月17日に公布された。</p> <p>ベルギーとの間の協定については平成17年2月23日にブリュッセルにおいて署名、その後第162回国会において承認され、この協定を実施するために必要な厚生年金保険法等の特例等を定めた法律(平成17年法律第65号)が平成17年6月17日に公布された。</p> <p>カナダとの間の協定については平成18年2月15日に東京において署名が行われたところ。</p> <p>オーストラリア及びオランダの間でもそれぞれ平成17年6月、同年11月に協定締結交渉が開始されているところ。</p> <p>その他の国については、相手国の社会保障制度における社会保険料負担の規模、在留邦人及び進出日系企業等の状況、経済界からの具体的要望の多寡、二国間関係、等を総合的に考慮し、優先度の高いものから順次取り組んでいくこととしている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
国民年金の徴収事務等の見直し (厚生労働省)	現在未納者に対して行われている催告状の送付、電話等による納付奨励を引き続き実施するとともに、徴収の効率性、公平性等に留意しつつ、必ずしも高所得者層に限定せず、職権による強制徴収を的確に実施する。 【平成16年社会保険庁運営部年金保険課長通知庁保発第0910001号】	一部措置済	措置		(厚生労働省) 平成16年10月から、社会保険事務所ごとに催告状の送付や電話による納付奨励等の主な対策の実施目標を盛り込んだ行動計画を策定し、その進捗状況を管理している。 また、強制徴収については、市町村から提供された未納者に係る所得情報を活用し、平成16年度の3万人に対し、平成17年度は、平成17年12月末現在で約12万人の未納者を対象に最終催告状を発送し、214件の差押えを行っている。 さらに、今後、段階的に国民年金保険料の徴収業務の体制強化を図り、強制徴収の実施規模を年間60万人程度に拡大することとしている。	
確定給付企業年金の選択一時金の支給上限額に係る制限の緩和 (厚生労働省)	選択一時金の支給上限である保証期間に係る現価相当額に関し、現価相当額の計算の際に用いる割引率の見直しを行う。		早期に措置		(厚生労働省) 厚生年金基金規則等の一部を改正する省令(平成17年厚生労働省令第97号)において、当該現価相当額の計算の際に用いる割引率の弾力化を実施済。	
確定拠出年金の手続の簡素化 (企業型年金規約の届出の簡素化) (厚生労働省)	企業型年金規約の軽微な変更のうち、事業主、事業所、運営管理機関及び資産管理機関の名称の変更に当たり、労働組合等の同意を不要とすることについて、その場合の代替方法等を含め検討し、結論を得る。		検討・結論		(厚生労働省) 事業主、運営管理機関等の名称については、確定拠出年金法施行規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第51号)において、特に軽微な変更に該当するものとして労働組合等の同意は不要と措置済(全国規模の規制改革・市場化テストを含む民間開放要望(第6次提案)においても、同様の要望に対して「平成17年度中に措置する予定」と回答)。	

カ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
ドメスティックバイオレンス被害者保護のための住民基本台帳閲覧制限に関するガイドラインの策定 (総務省)	ドメスティックバイオレンス被害者保護のための住民基本台帳閲覧制限の在り方について先進的な取組み事例も参考にしつつ、検討を開始し、検討結果を踏まえて閲覧制限に関するガイドラインを策定する。 【平成16年総務省令第89号、平成16年総務省・法務省令第1号、平成16年総務省自治行政局長通知】	措置済 (7月施行)				
過疎地で行う有償洗濯の可能化 (厚生労働省)	クリーニング所の存在しない過疎地において非営利目的の事業主体が運営するボランティアによる特定利用者に対する有償洗濯行為について、当該事業はクリーニング業法にいう「営業」に該当しない旨の通知を徳島県に発出する。また、各都道府県に対して、徳島県に対する通知の内容を周知するとともに、「営業」に関する判断基準を示した通知を発出する。 【平成17年厚生労働省健康局生活衛生課長通知健衛発第0209001号、第0209002号】	措置済 (2月通知)				